

介護保険のご利用にあたっての注意事項とお願い

ヘルパーが訪問するにあたり下記の行為は、介護保険の範囲に含まれない事項ですのでご注意ください。
直接本人の支援に該当しない行為やヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為。

【身体介護】	【家事援助】
<p><排泄介助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 摘便、浣腸 ・ 膀胱洗浄 ・ 人工肛門等の交換 ・ 排尿カテーテルの洗浄、消毒 <p><外出介助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 院内介助 ・ ヘルパーが運転する車を使った外出 ・ 散歩 <p><食事介助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チューブ、カテーテルの挿入 ・ 経管栄養注入 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散髪、髭剃り ・ 巻爪など変形した爪の爪切り ・ 床ずれ処置 ・ 軟膏等の塗布（※1） ・ 坐薬の挿入（※1） ・ 医療行為に類似するサービス ・ 服薬確認以外の薬に関する管理 ・ 入院中、入退院時の付き添い ・ リハビリ、マッサージ ・ 見守り、お話相手 <p>（※1）本人の皮膚の状態によっては、一部使用可能な場合あり ※担当ケアマネジャーの介護計画にプランがある場合、提供できるサービスもあります。</p>	<p><調理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様本人以外の分の調理 ・ 手の込んだ調理 ・ 治療食等の調理 ・ 正月や節句等の特別な季節料理 <p><掃除></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様本人以外が使用する場所の掃除 ・ 普段使わない場所の掃除・大掃除、模様替え ・ 大きな家具や電気器具等の移動、修繕 ・ 庭掃除、草取り、植木や草花の手入れ ・ 自家用車の洗車、清掃、ガレージの掃除等 ・ 窓のガラス拭き、床のワックスがけ <p><洗濯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様本人以外の方の洗濯 ・ 家庭用洗濯機で洗えない物（ドライ品等） <p><寝具の整頓></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様本人以外の方の寝具に関わる事 <p><買い物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様本人以外の方が使用する物 ・ お歳暮等の贈答品 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内外の大工仕事、園芸 ・ ペットの世話 ・ 金銭及び財産管理 ・ 来客の応対 ・ 年賀状等の季節状や案内状書き ・ 公共機関や公文書等への代理人行為
<p style="text-align: center;">【ご注意ください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆時間の長短に関わらず、ご利用者様本人がご不在の場合のサービス提供はできません。 ◆ヘルパーへのお菓子・お茶お心遣い等は、ご遠慮ください。 ◆ヘルパーにできないことを依頼された場合は、自費発生の対象になる場合があります。 	